

企業価値担保権：新たな担保制度の全貌と浸透への課題



金融庁が公表した「企業価値担保権」制度のPRチラシ。2026年春開始予定の新しい資金調達手段であり、不動産担保や経営者保証に頼らず事業の将来性を評価する融資を促進すると謳っている。金融機関によるタイムリーな経営支援も期待されている。SME経営者に対し「まず金融機関に相談を」と呼びかける内容¹
²。

制度開始のタイムラインと狙い

開始時期: 「企業価値担保権」は、2024年6月成立の 事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）によって創設され、**2026年5月25日施行**と定められています¹³。金融庁は2025年7月2日付で関連する政令・府省令改正および監督指針改正を公表し、施行日程を正式に周知しました³。

制度の狙い: 従来、日本の中小企業融資では不動産担保や経営者個人保証に依存する傾向が強く、事業の将来性に着目した融資が広がりにくい課題がありました。企業価値担保権は、この状況を打開し「不動産や個人保証に過度に依存せず、企業の事業価値（将来性）を担保に資金供給する」ことを可能にする新たな枠組みです¹。言い換えれば、事業全体の価値をまとめて担保に入れることで、将来キャッシュフローやビジネスモデルを信用材料に融資を受けられるようにするものです。政府はこの制度導入により、中小企業の成長投資や事業承継・再生の資金調達を後押しし、日本版の「事業性評価に基づく融資（いわゆる事業性融資）」を一段と推進したい考えです。

新制度の骨子と従来の全資産担保との違い

担保の範囲: 企業価値担保権では、会社の総財産（現有資産だけでなく将来取得する資産も含む）をひとまとめにして担保に供することができます。従来からある「包括担保」的な枠組みに近いですが、決定的に異なるのは、その実行方法と公示方法です。企業価値担保権の実行（債権回収）は原則として会社の事業全体を

第三者へ**事業譲渡**する形で行われます⁴。すなわち、会社を解体して不動産や在庫をバラ売りにするのではなく、ゴーイングコンサーン（事業継続）のまま事業価値を売却し、その代金を担保権者（後述）に配当する仕組みです。公示（第三者対抗要件）も簡易で、商業登記簿に一括で登記すれば足り、個々の資産ごとに抵当権・譲渡登記を積み上げる必要はありません⁵。この点は従来の「動産・債権譲渡登記ファイナンス」等と比べて大きな利点です。

担保権者（権利の持ち主）：企業価値担保権は、銀行など貸し手自身が担保権を持つのではなく、「**企業価値担保権信託会社**」と呼ばれる新設の免許業者が担保権者となります⁶。信託会社が借り手企業との間で担保設定契約を締結し、信託の形で事業全体の価値を保持する構造です（いわゆるセキュリティ・トラストの一種）。銀行など実際の融資を行う貸し手は信託の**受益者**となり、万一担保を実行する際には信託会社が事業譲渡代金を受益者である貸し手に分配します⁶。なお、信託会社と貸し手が同一グループ内にあること（例えば銀行子会社の信託会社が受託する形）も制度上は妨げられていません⁷。信託会社は担保設定時に**借り手企業に制度の概要を説明する義務**を負うことも定められています⁶。

通常の事業活動の尊重：担保に事業全体を入れると聞くと、「経営の自由度が失われるのでは？」との不安も生じます。しかし制度設計上、「**通常の事業の範囲**」での**財産の使用・収益・処分は妨げられません**⁸。企業は日々の営業や設備更新、在庫販売など通常の行為は自由に行えます。一方で、通常の範囲を超える資産の処分（例：主要事業の譲渡、重要資産の売却など）を行う場合には担保権者である信託会社の**事前同意が必要**となります⁸⁹。この規律により、担保権設定後に経営者が企業価値を棄損するような恣意的行為を行うことを牽制できます。もし同意なく勝手に処分して第三者に売却してしまった場合でも、その第三者が善意無重過失で取得したときは保護されるというルールも設けられており、取引の安全にも配慮されています（善意取得制度の準用）。つまり、担保を設定していても通常の取引は概ね支障なく行える一方、会社価値を大きく左右するような特別な行為だけに歯止めがかかる設計です。

優先弁済関係の調整：企業価値担保権は強力な包括担保である反面、他の債権者保護のための工夫もなされています。法律上、担保権者（信託会社・受益者）は担保実行により得た換価代金から、まず担保権の被担保債権（＝融資債権）の返済に充当できますが、その**前に優先して支払うべき債権**が定められています¹⁰。具体的には、破産管財人などの共益費用、事業継続に不可欠な仕入先への未払代金や従業員の給与・退職金等は、企業価値担保権に優先して随時弁済できるものとされています¹⁰。さらに、担保権者が受け取る事業譲渡代金のうち一定割合は他の一般債権者にも分配しなければならない仕組みとなっています¹⁰（具体的な割合等は政省令で規定）。これらは、事業全体を処分するインパクトの大きさに鑑み、他の債権者や利害関係者にも配慮した独自のルールです。なお、担保権同士の優先順位は登記の先後によって決まるのが原則で、これは不動産担保等と同様です。

他担保との重複：借入に企業価値担保権を設定した場合でも、同じ借入債権を担保するために別途個別資産に抵当権等を設定すること（重複担保）は技術的には可能です。しかし法律上、**企業価値担保権を設定した後同一資産に個別の担保を重ねて設定し、それを勝手に実行することは原則禁止**されます¹¹。担保を二重取りして一方だけ先に処分してしまうと他方の担保価値を奪う恐れがあるためです。ただし重複設定そのものは許容されており、設定した順序や内容は商業登記において明確に公示されます。また、企業価値担保権の被担保債権と他の担保の被担保債権が同一の場合（典型的には同じ融資について企業価値担保権も抵当権も付けた場合）の扱いも、登記事項に「特定被担保債権者」（どの債権者のための担保か）を記載するなど政省令で整備が図られました。要するに、制度間の齟齬や不透明さを避けるよう運用面が調整されています。



金融庁作成のリーフレット裏面「企業価値担保権とは？」の抜粋。担保目的財産は「事業全体の価値」であり、対抗要件は商業登記簿への登記と記載されている。また、借り手は株式会社等に限定、担保権者は新設の企業価値担保権信託会社、借り手による担保財産の処分は基本自由（通常の事業の範囲内）であること、貸し手（金融機関）による経営者保証の利用制限など、制度の重要ポイントがまとめられている⁶⁸。

銀行実務への影響と準備状況

融資審査・引当へのインパクト：新しい担保形態の登場により、銀行の与信判断や自己査定の実務にも見直しが迫られています。金融庁は本制度に関し「企業価値担保権を設定した融資を不動産担保のような“一般担保”付き融資と同じように扱うことは難しい」旨を明言しています¹²。事業価値は不動産と違って変動が大きく、換価処分しても多くが消耗費（ノウハウや人的資産）のため回収余地が限られるからです¹²。一方で「だからといって無担保融資と全く同じと評価するのも不合理」であり、**モニタリングの充実や関係強化を前提とすれば、倒産確率（PD）や回収率（LGD）の改善効果を適切に見積もるべき**としています¹³。すなわち、企業価値担保権付き融資では「借り手の信用格付けが悪化せず維持できる可能性を高める効果」や「万一倒産しても損失率を低減する効果」が期待できるため、**融資の格付け・引当計算にそうした点を反映する必要があります**ということです¹³。金融検査マニュアル時代の画一的な担保評価手法から脱却し、各銀行が自らのリスク管理方針に即したモデルを構築することが求められています¹⁴¹⁵。

モニタリング強化と早期是正策：借り手企業の将来性を見込んで融資する以上、貸し手銀行には融資後のフォロー体制強化が求められます。金融庁は「融資後も綿密なモニタリングや支援を通じて、仮にリスクが顕在化しても損失の発生を極力小さく抑えることが期待される」と述べ、従来以上の踏み込んだ関与を促しています¹⁶。具体的には、定期的な財務データやKPI報告を受けるだけでなく、業況悪化の兆しを捉えるためのコベナンツ（財務制限条項）の設定や、追加融資停止・リスケジュールのトリガー条件などを契約に織り込むことが考えられます。特に、本制度では一つの銀行が中心になって支援するケースが多く想定されるため、他行から新たな借入をしようとして借り手企業の財務状態が悪化するような事態を避ける工夫も重要です。海外実務では、中小企業向け融資で「**他の貸手からの借入や担保設定には事前承諾が必要**」といった条項を付するのが一般的であり¹⁷、そうした契約上の縛りによって早期対応と債権の保全を図っています。金融庁もパブリックコメントで「一行融資が原則となる米国の中小企業融資では、他行融資に関する事前協議条項等が付される」と紹介しており¹⁷、日本でも参考にすべきとの立場です。

業界横断の準備（全銀協の報告書）：銀行界でも新制度への対応を検討すべく、全国銀行協会が事務局となり「企業価値担保権の活用に向けた勉強会」を2024年10月から開催し、2025年3月に報告書を公表しました

18。この**全銀協報告書（2025年3月27日）**では、融資実務への影響や課題が網羅的に整理されています

18。例えば、「一行取引と複数行取引の使い分け」「契約条項・コベナント設計」「借り手への説明項目リスト」「優越的地位の濫用防止策」「自己査定・引当金計上上の論点」等について詳細な検討結果がまとめられています 18。銀行各行はこの報告書をベースに社内ルールやマニュアルの整備を進めている段階です。

コスト面の検証：実務的な論点として、新担保の設定コストも注目されています。企業価値担保権の設定登記には**登録免許税が一件あたり3万円**かかります 19。一見高く思えますが、例えば不動産抵当権なら担保する債権額の0.4%（5000万円の抵当なら20万円）ですし、動産・債権譲渡担保でも1件7500円の登録免許税が資産ごとに発生します 19。会社全体をまとめて3万円で登記できる企業価値担保権は、多数の個別資産に担保設定する場合と比べて費用が割安になり得ます 19。全銀協報告書でも「現行の個別担保を積み上げる方法による全資産担保よりも安価に担保設定が可能」と指摘され 19、借り手への説明にあたって総合的なコスト比較を丁寧に案内すべきとされています。

リレーションシップの変化と説明責任：企業価値担保権付き融資では、メインバンク1行に取引を集約するケースが増える可能性があります。借り手企業にとっては複数行と付き合うより対話の手間が減り、密な情報開示と支援が期待できるメリットがある一方、「万一メイン行に見放されたら代わりがない」という心理的不安も伴います 20 21。銀行側でも「一行取引のメリットを享受する前に他行に横取りされるのでは」という懸念がありました 22。こうした相互不安を解消し信頼関係を築くために、**事前の十分な説明と契約条件の調整**が不可欠です。全銀協報告書は借り手向けの説明項目テンプレートを提示し、制度概要やメリット、通常の事業範囲と同意事項、モニタリング体制、融資契約・担保契約に盛り込まれる条項の意味、今後のメインバンク関係の在り方、費用負担など、多岐にわたるポイントを丁寧に説明するよう求めています。あわせて、公正取引の観点（独占禁止法上の優越的地位の濫用）にも言及し、**一行取引を利用する場合でも従来以上に開かれたコミュニケーションと公正な支援**を行うよう提言しています 23 24。金融庁も監督上この点を注視するとしており、借り手とのトラブル防止策（苦情対応窓口の設置等）を各行に促しています。

想定ユースケースと具体事例

企業価値担保権はどのような場面で活用が期待されるのでしょうか。全銀協報告書では**典型的な4つのユースケース**を具体例付きで紹介しています 25 26。

- ・**成長局面（スタートアップ）：**地方発のSaaS企業など新興企業で、事業が軌道に乗り始め更なる成長投資が必要なケースです 27。VC等からエクイティ資金調達も行いつつ、金融機関からのデットでも成長資金を得たい場面で、企業価値担保権を設定してメインバンク**1行が融資**する構造が考えられます 28。1行が株主であるVCとも緊密に情報共有しながら、経営課題の解決や追加資金ニーズに伴走支援することで、将来の上場や事業拡大まで含めた長期支援が可能になります。
- ・**成長局面（地域企業）：**知的財産やノウハウを強みに成長している地域企業で、大型設備投資などまとまった資金需要があるケースです 29。この場合、**3行程度の銀行が協調して同順位の企業価値担保権を設定**し、協調融資する形態が想定されています 26。メインバンクがモニタリング主体となりつつ、他の参加行とも情報共有してリスクを分散しながら事業成長を支えることができます。複数行で同一の担保権を共有できるのは信託構造ならではの、信用力が向上すれば将来的に参加行を増やすことも容易です。
- ・**承継局面（老舗企業の代替わり）：**創業者オーナーから新経営者への事業承継で、かつ既存事業が曲がり角に来ているケースです 30。例えば売上がピーク時の半分に落ち込んだ老舗製造業で、新社長は銀行融資を受けたいが「個人保証は提供したくない」と希望している状況を想定します 31。この場合、**企業価値担保権を活用して多数の借入を整理・集約し、銀行団を数行に絞って協調支援**するプランが考えられます 32。具体的には、個人保証を要求する金融機関からの借入を新融資でリファイナンスして完済し、以後の追加融資を企業価値担保権付きの協調融資に一本化するので 33。こうすることで新経営者は個人保証提供を回避でき、銀行側も事業の将来性を評価して必要資金（運転資

金・設備資金)を供給しやすくなります。経営改善・事業再構築の余地がある企業では、保証なし融資で再チャレンジを支える有力な手法となり得ます。

- ・**再生局面（第二会社方式等）**：事業再生を目指すケースです³⁴。たとえば地元老舗企業が既存事業の陳腐化で業績悪化し過剰債務に陥っているが、新分野に活路を見出そうとしている場合を考えます³⁵。既存銀行も債権放棄に応じて第二会社方式で再建する方向となったとき、**再生計画を評価してくれる新たな融資銀行を1行募り、企業価値担保権を設定して事業再建資金を融通**するといった使い方が想定されています³⁶。その銀行は事業計画の実現性を精査した上で、当面必要な運転資金や設備更新資金を融資し、事業が軌道に乗るようモニタリングを強化します³⁷。既存債権者には劣後権として担保権を残すか（または既存債務カット後に一般債権として残る）、新融資を優先権で守る形で再建を進めることになります。事業再生分野では従来、第二会社に対する新規融資は保証協会付きやABL（動産債権担保付き）が多かったですが、企業価値担保権はそれに代わる新オプションとなります。

海外実務からの示唆：企業価値担保権と類似の概念は海外にも見られます。特に米国の中小企業金融では「ワンバンク・ポリシー」といって、企業が中堅規模（売上約2,000万ドル以上）に成長するまでは**単独のメインバンクとの取引に集中する**傾向が指摘されています³⁸。融資額で言えば10万～数百万ドル程度、いわゆるクレジットライン（信用枠）を一行が提供し、財務制限条項（コベナンツ）で債務者の業況をモニタリングする手法が一般的です³⁸。借り手企業が成長ステージに達すると、徐々に融資シンジケートや複数行取引へ移行していきます³⁹。日本でも、まずは有望な未上場企業に対してメインバンクが腰を据えて伴走融資を行い、企業規模拡大に応じて段階的に他行取引へ移行する——そんなダイナミックな関係構築が可能になる点が、企業価値担保権の一つの魅力と言えるでしょう。

普及を阻む要因（認知度が課題）

記事にもある通り、この新しい担保制度は**認知度不足**が課題とされています。なぜ広がりにくいのか、主要要因を整理します。

- ・**制度そのものの新規性**：まず、企業価値担保権は日本で前例のない全く新しい担保権です。それに加え、担保権者として新たな信託会社が介在するという二重の新要素があります。銀行の営業担当や法務部、借り手企業の経営者・財務担当者にとっても聞き慣れない仕組みであり、その理解に時間とコストがかかります。言わば**学習コストの高さ**が普及のハードルになっています。金融庁もこの点を認識しており、施行に向けて逐次Q&A集やパンフレットを公表して制度の周知を図っています²。しかし2025年時点では、一般の中小企業経営者はもちろん、多くの銀行員にとってもまだピンと来ない制度でしょう。「企業価値=エクイティ価値を担保に金を貸す？ それって具体的にどういうこと？」という素朴な疑問を解消する啓蒙活動が、施行までにどれだけできるかが鍵となります。
- ・**会計・規制上の扱いに対する不安**：銀行内部では、新担保の取り扱いをどう位置づけるか悩ましいところ です。不動産担保のように**画一的に「優良担保」として取り扱うことはできず**¹²、かといって全くの無担保と同じでは社内の与信判断ルールと齟齬が生じます。金融庁は「PD・LGDの低下効果を織り込め」と指針を示しましたが¹³、それを実現するには各行で統計的な裏付けデータの蓄積やモデル改訂が必要です。例えば「企業価値担保権付き融資ポートフォリオのデフォルト率は無担保より何ポイント低いか」「担保実行時の回収率（LGD）はどの程度向上するか」——こうした数値を予想し、自行の格付けモデルや与信スコアリングに反映させなければなりません。引当金算出、貸出金利の設定、早期警戒体制の運用まで、一連の業務ルーティンをアップデートする手間が発生します。現場からすれば「制度は面白そうだが、社内事務が整わないと動けない」というのが正直なところでしょう。**会計処理・リスク管理態勢が整備されるまで普及しにくい**という側面があります。
- ・**借り手企業側の理解不足**：一方、借り手側にも心理的ハードルがあります。中小企業経営者に「会社全部を担保に入れましょう」と提案しても、「それって会社を乗っ取られるってこと？」「そんなの怖くて同意できない」と尻込みされる可能性があります。実際には上記のように通常営業には支障な

く、あくまで非常時の安全装置なのですが、そのイメージギャップを埋める必要があります。特に**従来の担保と“効きどころ”が違う点**について、借り手が理解しておくことが重要です。例えば、企業価値担保権では借り手が通常の事業の範囲外で資産処分等を行う際に同意が必要となること⁸、担保権実行時には事業譲渡による包括的処分が行われ従業員や取引先にも影響が及ぶこと（その代わり一定の保護措置がある）¹⁰など、通常の担保にはない独特の規律があります。また、複数行取引から一行取引に移行することで生じる取引関係の変化（例：他行との取引が制限される可能性）についても説明が必要です。こうした**「知らないと後で驚く」ポイント**を事前に丁寧に説明・理解してもらわないと、万一のトラブル時に不信感から訴訟沙汰…といった事態にもなりかねません。現状では借り手サイドの情報入手経路が限られており、制度自体の存在すら知らない企業も多いでしょう。認知度向上と誤解の解消には、銀行側の積極的な広報と対話が不可欠です。

- ・**過去の類似制度の印象**: 日本では以前にも「動産・債権担保融資（ABL）」や「セキュリティゼーション」など、新しい担保・融資技法が導入されましたが、一般化するまでかなり時間がかかった経緯があります。企業価値担保権も、革新的な反面「本当に使いこなせるのか？」という半信半疑の見方が残っています。特に中小企業の側では、実体の見えないもの（事業価値）を評価してお金を借りるという発想がピンと来ないかもしれません。「結局は銀行さんの胸三寸でしょ？」という不信を払拭するには、実際の成功事例を積み上げるしかないでしょう。2026年の施行後、モデルケースとなる融資案件が出てきて、「企業価値担保権のおかげでこんな成長資金を借りられた」というストーリーが共有されれば、一気に広まる可能性もあります。それまでは、どうしても様子見ムードが漂うかもしれません。

以上のように、制度の有用性は認めつつも、**新規性ゆえの未知数**さが普及を妨げる要因と考えられます。裏を返せば、これらの課題は時間と実績によって解消されていくでしょう。金融庁や業界団体の情報発信、先行する銀行の取り組み、成功体験の共有が鍵を握っています。

借り手（企業）側の実務チェックリスト

企業価値担保権付き融資を検討するにあたり、借り手企業が事前に確認・準備しておくべきポイントをチェックリスト形式でまとめます。

1. **対象案件としての適否判断**: 自社の資金ニーズ・状況が、本制度の主な想定ユースケース（成長投資・事業再編・事業承継・事業再生のいずれか）に合致するかを検討します。例えば、将来の成長可能性はあるが不動産担保など不足している、個人保証を外して資金調達したい、といったケースなら本制度の利用メリットがあり得ます。逆に、業績も財務も安定しており従来型融資で十分調達可能な場合は、あえて新制度を使う必要性は低いでしょう。まずは自社の置かれた局面と資金使途が制度の趣旨にマッチするか見極めます。
2. **メインバンクとのモニタリング体制**: 本制度を利用するなら、金融機関（特にメインバンク）との継続的な情報共有とモニタリングが前提となります。自社の財務・事業状況を定期的に報告し、KPIを開示し、経営課題について深度ある対話を行う体制が社内に整っているか確認しましょう。具体的には、月次・四半期の財務諸表提出はもちろん、受注高やユーザー数など事業固有の指標を設定し共有することが求められます。銀行側も「より綿密なモニタリング・支援」を期待している以上¹⁶、それに応える社内体制——たとえば経営企画や経理部門が銀行対応の窓口となり、タイムリーに情報提供できる仕組み——が必要です。
3. **事業計画と情報開示の充実**: 借入にあたって、自社の将来像を示す**事業計画**をきちんと策定しておくことが不可欠です。成長ドライバーは何か、調達した資金を具体的に何に投じ、どんなリターンが見込めるのか、を明確に示しましょう。併せて、事業の強み・弱みやリスク要因についても金融機関と認識を共有し、いわゆる情報の非対称性を可能な限り減らす努力が求められます。企業価値担保権は事業の将来キャッシュフローに期待して貸す融資ですから、「夢を語る」だけでなく「リスクも開示す

る」姿勢が信頼醸成につながります。必要に応じて金融機関に事前相談し、こういった情報提供が求められるかヒアリングして準備するのも有効です。

4. **「通常の事業の範囲」の明確化:** 自社にとって**通常の事業活動の範囲**とは何かをあらかじめ定義しておきましょう。制度上、この範囲内の行為（設備投資や在庫処分など）は自由ですが、範囲を超える重要行為（事業売却や主要資産の売却、新たな担保設定など）は担保権者の同意が必要です⁸。そこで、どの程度の規模・種類の取引が「通常」を超えるのか、自社基準を持っておくと役立ちます。例えば「単年度利益の○%を超える金額の固定資産売却は通常範囲外」等の基準を定め、社内の経営会議や取締役会で共有しておくのです。同時に、そのような重要行為を行う際の社内稟議ルールも整備し、「銀行への事前相談・同意取得が必要」というフローを組み込んでおくことで安心です。
5. **借入条件に関する十分な説明要求:** 契約締結前に、金融機関から**十分な説明を受ける**ことも借り手の責務です。企業価値担保権の制度概要から始まり、利用メリット・デメリット、どんな契約条項（コベナンツ含む）が付くのか、通常の融資との違い、将来的に他行借入はどうなるのか、費用負担はいくらか等、疑問点は遠慮なく問いたしましょう。全銀協も借り手向けの「説明項目リスト」を示しており、金融機関は説明責任を果たすよう促されています。特に、本制度導入で**メインバンクとの関係がどう変わるか**（一行取引化するのか、他行の既存融資はどうするのか等）は重要ポイントです。また、将来事業が成長した際に企業価値担保権を外す（通常融資に戻す）可能性なども含め、契約の出口戦略についても確認すると良いでしょう。
6. **契約条項・コベナンツの調整:** 融資契約・担保契約の内容について、自社に不利な内容がないか慎重にチェックします。例えば、他行からの追加借入や他の資産担保設定について**事前協議条項**や**制限条項**が入るケースがあります¹⁷。これはモニタリング上合理的な面もありますが、将来どうしても別銀行の融資が必要になる可能性もゼロではありません。そうした場合に柔軟性を残す文言になっているか、金融機関と十分話し合うべきです。また、経営者保証（個人保証）との関係も重要です。企業価値担保権を設定すれば必ずしも保証不要になるわけではなく、案件によっては銀行が個人保証も要求する可能性があります（特に再生案件等リスクが高い場合）。当初の提案に保証が含まれているなら、その必要性について交渉する余地がないか検討しましょう。制度趣旨からいえば保証削減が期待されるところなので、他の担保・契約条件とのバランスで代替できないか銀行と議論する価値があります。
7. **優越的地位の濫用防止（公正な取引条件の担保）:** 一行取引になる場面では、金融機関と借り手の力関係が偏りがちです。契約内容において、自社に過度に不利な義務や曖昧な同意要件が課されていないか確認しましょう。独占禁止法上、銀行は優越的地位の濫用にならないよう十分注意を払う必要がありますが、契約段階で気になる点があれば遠慮なく指摘し修正を求めることが大切です。全銀協報告書でも「過度に慎重になりすぎて銀行の支援が萎縮しても本末転倒」としつつ、従来からの防止策を踏まえ健全な関係維持に努めるよう求めています²⁴。要は、**借り手・貸し手が対等なパートナーとして事業価値向上を目指す**との原則に立ち返り、納得感のある契約条件にすることがポイントです。必要であれば第三者（顧問弁護士等）に契約書をレビューしてもらうのも良策です。
8. **コスト試算と費用対効果の判断:** 最後に、導入コストと効果を見極めましょう。企業価値担保権の設定には登録免許税3万円がかかります¹⁹が、これは裏を返せば3万円で会社全体を担保提供できるということです。他の担保と単純比較はできませんが、例えば同じ3万円で不動産担保は750万円分（0.4%換算）の担保価値しか設定できません¹⁹。また動産・債権担保なら4件分程度です¹⁹。自社の保有資産が少なく将来性こそ価値と考えるなら、コストに見合うメリットがあるでしょう。一方で既に不動産など充実した担保があるなら、敢えて3万円払ってまで本制度を使う意義は薄いかもしれません。信託会社への信託報酬など実務上の手数料も見込まれますので、総合的に勘案して**費用対効果**を判断します。

以上が借り手側で事前に検討すべきチェックリストです。要約すれば、「自社にこの制度はフィットするか?」「銀行と二人三脚で経営に向き合える準備はあるか?」——この2点が極めて重要と言えるでしょう。

銀行側の課題と対応策（To-Doリスト）

企業価値担保権を実務に取り入れる銀行側の課題と、現在模索・検討中の対応策をまとめます。

- ・**信用リスク評価モデルの再設計:** 従来の融資格付や自己査定 of 枠組みをアップデートする必要があります。金融検査マニュアル廃止以降、各行に自主的な引当制度構築が求められていますが、本制度はまさにその試金石です¹⁴。具体的には、企業価値担保権付き融資におけるPD・LGDの補正をどう行うか、社内格付において担保効果をどう織り込むか、といった点です。金融庁は「債務者区分（格付）が維持されやすくなり、PDやLGDの低下を通じて予想損失率が下がる効果を適切に反映せよ」と述べています¹³が、これは裏を返せば「ちゃんとモニタリングしているなら優遇して良い」ということです。各行は自らの過去データやシナリオ分析に基づき、従来の不動産担保などとは異なる**新たなスコアリングモデル**を構築することになるでしょう。加えて、融資審査委員会での判断基準や与信プロセス規程にも、企業価値担保権付き融資に特有の考慮事項（例えば事業計画のチェック項目、担保評価の算定方法など）を織り込む必要があります。これらは各銀行の**内部態勢整備**の課題として現在進められているはずです。
- ・**単独融資 vs 協調融資の方針策定:** 企業価値担保権は一銀行で抱えるのが基本形と考えられがちですが、複数行で共有することも可能です⁴⁰。そこで各行は、「こういった案件なら一行取引で引き受けるか」「どのような場合に他行と共同で担保権を設定するか」の判断基準を整備する必要があります。全銀協報告書でも、複数行で同順位担保権を設定することで一行取引の課題（リスク集中など）を緩和しつつ、中小企業を支援する新たな枠組みになると指摘されています⁴⁰⁴¹。実際、同行内の与信余力や案件規模によっては銀行団を組成した方が良い場合もあるでしょうし、逆にスピード重視で一行が引き受ける方が良い場合もあります。各行はそのさじ加減を示す内部ガイドラインを策定中と思われます。例えば「融資金額が自己資本の●%超なら協調検討」「技術力評価に専門知見要する場合は協調で複数行参加」等の目安を定め、案件ごとに柔軟に対応することになるでしょう。
- ・**借り手向け説明パッケージ整備:** 借り手企業への説明は銀行にとっても重要な責務です。全銀協のテンプレート等も参考に、**標準的な説明資料**やパンフレットを各行で用意する動きが進んでいます。制度の仕組み（図解入り）、メリット・留意点、契約条項の概要、モニタリング方法、費用負担、想定される手続きフロー——といった情報を網羅した資料を作成し、営業店の担当者がそれを使って説明できるようにする流れです。また、説明に際しては借り手側からの質問リスト（上記チェックリストのような内容）にも答えられるよう、Q&A集も準備しておく必要があります。とりわけ「優越的地位の濫用」に当たらないよう、説明時のトーン&マナーにも注意が払われます。一行取引を勧める際に「他行から借りたらダメですよ」などと言うのは言語道断で、あくまで借り手の自主的選択を尊重するスタンスが求められます。
- ・**行為規範・ガバナンスの再確認:** 銀行内部で、企業価値担保権付き融資に臨む際の**行為規範**を明確にしておくことも重要です。具体的には、前述の優越的地位の問題に関し「借り手に過度な義務を課していないか」「担保権者の同意が必要な事項を明確かつ合理的に限定しているか」等をチェックするプロセスを設けます。これはコンプライアンス部門や法務部門が中心となり、新商品の審査として行われるでしょう。また、万一トラブルや苦情が発生した際の対応フローも決めておく必要があります。企業価値担保権は破綻処理時に事業譲渡を伴うなど影響範囲が広いため、**社内で横断的な検討チーム**（営業、審査、法務、債権管理等）を設置してガバナンスを効かせる動きも予想されます。金融庁も監督指針で「制度導入によって優越的地位の濫用に関する過度な配慮は不要だが、健全な取引関係の維持に引き続き努めること」と釘を刺しています²⁴。各銀行はこうしたメッセージを踏まえ、自主ルールを整えている段階でしょう。

- ・**信託会社・専門家との連携:** 実際の運用面では、担保権者となる信託会社との協力が不可欠です。企業価値担保権信託会社は銀行とは独立した受託者として動きますが、日常的な担保管理や、担保実行時の事業譲渡手続、換価代金の配当といった場面では銀行と緊密に連絡を取る必要があります。信託会社がどのような基準で事業譲渡先を選定するか、売却代金の評価をどう行うか、といった実務はまだ未知数であり、銀行は信託会社と情報共有しつつベストプラクティスを模索することになるでしょう⁴²。また、事業再生や事業承継の案件では、外部の専門家（弁護士、財務アドバイザー、事業承継コンサルタント等）と協働するケースが多々あります。銀行内にそうした専門チームを作るか、あるいは外部とネットワークを組むか、各行で戦略が分かれるところです。いずれにせよ、**融資＋信託＋専門家**が一体となった包括支援体制を構築できるかが、案件成功のカギとなるでしょう。

以上、銀行側の「対応を模索」しているポイントを挙げました。総じて、新制度を活かすには銀行自身が変革する必要があり、旧来の延長線上ではない戦略的な融資手法への転換が求められていると言えます。

よくある誤解（Q&A）

最後に、企業価値担保権に関して寄せられがちな疑問・誤解と、その回答をQ&A形式で整理します。

- ・**Q. 「企業価値担保権付き融資はメイン行1行に限定されるのか？」**

A. 必ずしも1行限定ではありません。この担保権は**複数の金融機関で同順位のまま共有設定**することも可能です。信託契約によって担保権に係る意思決定ルール（例えば担保実行の可否をどのように決めるか等）を定めておけば、複数行が協調して事業者を支援する体制を構築できます⁴⁰。実際、全銀協の想定事例でも3行で同順位担保を設定するケースが紹介されています²⁶。もっとも一行取引のメリット（迅速な意思決定、緊密な伴走支援）も大きいため、**一行 or 複数行の使い分け**は案件規模や企業の状況に応じて柔軟になされんと考えられます。

- ・**Q. 「不動産担保の完全な代替になるのか？」**

A. いいえ、目的や性質が異なるため**完全な代替にはなりません**。企業価値担保権は将来の事業価値に着目した融資を可能にする制度であり、過去の蓄積である不動産を担保に入れる従来型融資とは評価のアプローチが異なります。不動産担保のように「客観的な交換価値がある一般担保」として画一的に扱うのは難しく¹²、銀行はモニタリングや事業性評価とセットで捉える必要があります。一方で、だからといって不動産担保の意義がなくなるわけでもありません。ケースによっては**双方を併用**することで融資の安全度を高めることも考えられます。また、企業価値担保権の目的財産の中に不動産や売掛金など個別資産が含まれている場合、それらは従来担保と同様に回収見込み額算定に織り込むことが許容されています⁴³。要は、不動産担保は「現在ある資産価値」をベースに貸す手法、企業価値担保権は「将来生み出す価値」をベースに貸す手法であり、それぞれ適材適所で使い分けるのが現実的でしょう。

- ・**Q. 「企業価値担保権を使えば経営者保証（個人保証）はもう不要なのか？」**

A. 制度趣旨としては経営者保証に過度に頼らない融資を促すものですが、常に保証不要になるとは限りません。融資案件の内容やリスクによります。例えば、前述の事業承継のケースでは企業価値担保権を使うことで新経営者に個人保証を求めず融資する設計が示されています⁴⁴（実際、既存借入のうち経営者保証付きの分を完済してしまうプランでした）。このように企業価値担保権は経営者保証の代替たりうる場面もあります。しかし一方で、事業再生など極めてリスクが高く将来性の見通しが不透明な場合には、金融機関が最後のセーフティネットとして経営者保証を求める可能性も残ります。現時点で金融庁は経営者保証ガイドライン等で保証取得の適切化を進めていますが、「企業価値担保権を入れたから保証NG」というルールがあるわけではありません。したがって、**ケースバイケース**で銀行と協議する必要があります。企業価値担保権の活用によって保証契約を見直すことは十分考えられますが、完全に保証が不要になる魔法の杖というわけではない点に留意が必要です。

今後のウォッチポイント（施行までに整備される事項）

2026年5月の施行に向け、直前までに確定・整備される見込みの論点をまとめます。

- ・**政省令・監督指針の詳細運用**: 金融庁は2025年7月に企業価値担保権関連の政令案・府省令案および監督指針改正案を公表し、既に結果を取りまとめています³。今後はパブコメで寄せられた意見も踏まえつつ、それら制度を実装する細部ルールが確定します。特に、重複担保の公示方法（どのように登記で表示するか、実行手続の調整はどうか）や、信託会社の業務範囲・監督方法（免許基準や他業禁止規制など）、実務で使う契約書式（信託契約モデル条項や担保設定契約書の雛形等）の策定が注目されます。官民合同で実務研究会が行われており、施行までにそれら成果が公表されるでしょう。これらの細則が固まることで、銀行や企業も具体的準備を進めやすくなります。
- ・**信託会社の参入と連携体制**: 企業価値担保権信託会社という新しい業態が誕生しますが、**実際にどのようなプレーヤーが参入するか**興味深い点です。既存の信託銀行やサービサー、VCや事業再生ファンド系列などが免許取得に動く可能性があります。監督指針では「受託件数を形式的に追求すべきではない」といった質の確保に触れられており、単に件数をこなすのではなく事業性評価に通じた信託会社が求められます⁴²。銀行としては、自行が使いやすい信頼できる信託会社と提携し、**実務上の連携手順**（登記申請の役割分担、担保権実行時の段取り、債権者間調整の方法など）を整えておく必要があります。施行前には銀行－信託会社間でテスト的に契約ひな型を回してみるなど、ドライランが行われるかもしれません。また、信託会社同士の競争や協調も未知数であり、受託報酬の水準設定（借り手負担となる費用）など、市場の受け止め方も注視されます。
- ・**データ蓄積とベンチマーク作り**: 制度開始後、徐々に実例が蓄積されていくと考えられますが、その**データ収集と共有**が非常に重要です。例えば「事業譲渡で売却した際、どの程度の価格（EBITDA倍率等）が付いたか」「担保権実行に至った案件の回収率はどうか」「一行取引にした結果、与信コスト（貸出金利）はどう変化したか」等、業界横断で統計情報を集めることで、制度の有効性を客観的に評価できるようになります。全銀協などを中心に、匿名ベースで案件データを出し合い**ベンチマークを構築**する取り組みが期待されます。それにより、各行は自社モデルを検証・改良できますし、金融庁もPD・LGD見積りの指針をアップデートできるでしょう。また、借り手企業にとっても「このぐらいの事業価値ならいくら借りられた」等の指標が見えてくれば、制度利用の判断材料になります。要は、市場全体で試行錯誤しながら**ナレッジを共有**していくプロセスが、制度定着の鍵と言えます。

以上、企業価値担保権をめぐる論点を縦横に検討しました。本制度は、日本の金融慣行を転換しうるポテンシャルを持つ一方、未知のチャレンジも伴います。施行までの準備期間と初期の運用において、関係者が十分な知見を蓄積し、課題を一つ一つ乗り越えていくことを期待したいと思います。

参考文献・情報源: 金融庁公表資料（令和7年7月2日 基本的な考え方 等）¹³ ¹²、全国銀行協会「企業価値担保権の活用に向けた報告書」（2025年3月）¹⁸ ²⁷、関連法令（事業性融資推進法・施行令）³、その他業界ニュース・法律事務所解説等。

¹ ² 事業全体を対象とする担保制度（企業価値担保権）：金融庁

<https://www.fsa.go.jp/policy/kigyouchi-tanpo/index.html>

³ 「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（案）」及び「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について：金融庁

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250702/20250702.html>

4 5 6 7 8 9 10 11 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39

40 41 42 44 企業価値担保権の活用に向けた報告書（2024年度）

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news370327.pdf>

12 13 14 15 16 17 43 fsa.go.jp

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250702/03.pdf>

18 「企業価値担保権の活用に向けた報告書」について（企業価値担保権の活用に向けた勉強会） | 2025年 | 一般社団法人 全国銀行協会

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2025/n032701/>